

働き方改革推進支援助成金

労働時間短縮・年休促進支援コース

～令和5年11月30日まで

生産性を向上させ、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

対象事業主

- 労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主であること。
- 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
- 交付申請時点で、下記「成果目標」①から③の設定に向けた条件を満たしていること。

以下のいずれにも該当する事業主です。

成果目標

以下の「成果目標」から1つ以上を選択の上、達成を目指して取り組みを実施してください。

- 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を縮減させること。

- 時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定
- 時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え月80時間以下に設定

- 年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入すること。

- 時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入し、かつ、交付要綱で規定する特別休暇(病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、新型コロナウイルス感染症対応のための休暇、不妊治療のための休暇)のいずれか1つ以上を新たに導入すること。

上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引き上げを行うことを成果目標に加えることができます。



助成額

「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取り組みの実施に要した経費の一部を支給します。

以下のいずれか低い額

A	1～4の上限額の合計額
B	対象経費の合計額×補助率3/4(※1)

助成額最大
730万円

(※1) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取り組みで⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

【Aの上限額】

1. 成果目標①の上限額

事業実施後に設定する時間外労働と休日労働の合計時間数	事業実施前の設定時間数 (現に有効な36協定において、 時間外労働と休日労働の合計時間数)	
	月80時間を超えて設定	月60時間を超えて設定
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定	200万円	150万円
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え、月80時間以下に設定	100万円	-

2. 成果目標②の上限額: 25万円

3. 成果目標③の上限額: 25万円

4. 賃金引き上げの達成時の加算額

人数	1～3人	4～5人	7～10人	11人～30人
引上げ 3%以上	30万円	60万円	100万円	1人当たり10万円 (上限300万円)
	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円 (上限150万円)
引上げ 5%以上	48万円	96万円	160万円	1人当たり16万円 (上限480万円)
	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円 (上限240万円)

※ 常時雇用する労働者数が30人以下は上段
常時雇用する労働者数が30人超は下段

支給対象となる取組

いずれか1つ以上を実施

- 労務管理担当者に対する研修(※1)
- 労働者に対する研修(※1)、周知・啓発
- 外部専門家によるコンサルティング
- 就業規則・労使協定等の作成・変更
- 人材確保に向けた取り組み
- 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※2)
- 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新(※2)

(※1) 研修には、業務研修も含まれます。(※2)原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。